

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和7年11月20日

さいたま市長

清川友人

さいたま市規則第109号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第39号（その1）（表）及び様式第39号（その1）（裏）並びに様式第39号（その1）別表を次のように改める。

様式第39号(その1)(別表第1関係)(表)

(宛先) さいたま市長 年月日提出

年度分 市民税・県民税申告書

年1月1日現在の住所			電話番号	自宅・勤務先・携帯
現住所	同上		個人番号	
フリガナ			業種又は職業	
氏名			世帯主の氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年月日生		世帯主との続柄	
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。				
整理番号				

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		
			円		
⑭小規模企業共済等掛金控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		
	円		円		
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		
	円		円		
	介護医療保険料の計				
⑮生命保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円		円		
	⑯地震保険料控除				
⑰～⑲寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰□ 寡婦控除	⑱□ ひとり親控除	⑲□ 勤労学生控除		
	□死別 □生死不明 □離別 □未帰還		(学校名)		
⑳申告者本人が障害者の場合は、障害の程度を記入してください。	障害の程度		手帳の種別		
			等級		
㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者※同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む。)の場合は、同居別居の別も記入	配偶者の氏名	□同居 □別居	㉑障害の程度	級・度	
	生年月日	明・大・昭・平・令	配偶者の合計所得金額	円	
	個人番号		□ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)		
(控除対象外) ①6歳未満の扶養親族 ②扶養控除 ③扶養親族	1 氏名	生年 明・大・昭・平・令	□同居 □別居	㉑障害の程度	級・度
	個人番号	月日	統柄		
	2 氏名	生年 明・大・昭・平・令	□同居 □別居	㉑障害の程度	級・度
	個人番号	月日	統柄		
	3 氏名	生年 明・大・昭・平・令	□同居 □別居	㉑障害の程度	級・度
個人番号	月日	統柄			
4 氏名	生年 明・大・昭・平・令	□同居 □別居	㉑障害の程度	級・度	
個人番号	月日	統柄			
特 別 控 除 親 族 1 氏名	生年 平成・令和	□同居 □別居	合計 所得金額	円	
個人番号	月日	統柄			
特 別 控 除 親 族 2 氏名	生年 平成・令和	□同居 □別居	合計 所得金額	円	
個人番号	月日	統柄			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「10」に氏名、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉓雑損控除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補填される金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額		
円	円		円		円	
㉔医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補填される金額			
					円	

6 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	統柄	従事月数	専従者給与(控除)額
	明・大・昭 平・令	・・		月	
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし				

7 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	寄附先		円
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)			
条例指定分	埼玉県	寄附先	
	さいたま市	寄附先	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

年度分市民税・県民税申告書受付書

住所		受付日印
氏名		

1 収 入 金 額 等	事業	営業等	ア	円
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	公的年金等	キ		
	業務	ク		
	その他	ケ		
	譲渡総合	コ		
	短期	サ		
	長期			
	一時	シ		
2 所 得 金 額	事業	営業等	①	
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	公的年金等	⑦		
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		
	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
5 給 与 ・ 公 的 年 金	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕		
	⑯から㉓までの計	㉖		
	雑損控除	㉗		
	医療費控除	㉘		
	区分	□		
	合計(㉖+㉗+㉘)	㉙		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外

(年4月1日

において65歳未

満の方は給与所得

以外)の市民税・

県民税の納税方法

□給与から差引き

(特別徴収)

□自分で納付

(普通徴収)

様式第39号（その1）（別表第1関係）（裏）

8 給与収入の内訳

[日給などの給与収入のある方で、源泉徴収票のない] 方は記入してください。

月	月収（勤務先①）	月収（勤務先②）
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与等	円	円
合 計		
法人番号 又は所在地		
勤務先名		
電話番号		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ ----- 氏名	住所	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
2	フリガナ ----- 氏名	住所	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
3	フリガナ ----- 氏名	住所	国外居住	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

11 事業・不動産所得がある方は、「収支内訳書」を添付してください。

12 配当所得がある方は、収入金額及び必要経費がわかる書類を添付してください。

13 表面に書ききれなかった扶養親族、事業専従者等

ここに必要事項を記入してください。（氏名、生年月日、続柄、合計所得金額等）

17 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	事業用資産の譲渡損失など	資産の損失額・被災種類	損失額(白) 円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	事業所所在地				
□ 他都道府県の事務所等						

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

14 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	所得金額(C-D)
総合譲渡	短期 円	円	円	円 イ ロ	円
一時	長期			ハ	

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

18 さいたま市以外の市区町村に勤務先より給与支払報告書を提出済みの方

勤務先所在地	
勤務先名称	
電話番号	
勤務先へ報告している住所	

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	特別障害者に該当する場合 級・度
生年月日	明・大・昭・平・令	別居の場合の住所
個人番号		

税理士署名
電話番号

様式第39号(その1)別表(別表第1関係)

(宛先)さいたま市長

別表

年度分 市民税・県民税申告書(分離課税等用)

年月日
提出

フリガナ		生年月日	整理番号
氏名		・・	電話番号
年1月1日 の住所	さいたま市		個人番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

(円)

区分	所得の生じる場所	必要経費	差引金額(収入金額-必要経費)	特別控除額
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

(円)

所得の種類	種目			必要経費
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
特例適用条文				

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

(円)

A 給与収入金額	B 特定支出の金額 の合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+(B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)

6 山林所得・退職所得に関する事項

(円)

山 林	A収入金額		B必要経費		C特別控除額		D青色申告特別控除額		所得金額(A-B-C-D)	
退 職	A収入金額	勤続年数	退職の区分	B退職所得控除額	C差引(A-B)		D青色申告特別控除額	E所得金額(C×1/2)	F	G
		年 (年月間)	□一般 □障害							

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市市税条例施行規則様式第39号（その1）（表）及び様式第39号（その1）（裏）並びに様式第39号（その1）別表の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。